

多治見市小泉交流センター 指定管理者公募要領

令和4年6月1日

多治見市福祉部子ども支援課

目 次

	頁
趣旨・目的	2
第1 募集の内容	2
第2 公募	5
第3 質問	6
第4 申請	6
第5 審査	9
第6 指定管理者の指定及び協定の締結	11
第7 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置	11
第8 その他の留意事項	12
第9 問い合わせ先	12
別紙 令和3年度児童館・児童センター等の利用状況	14
様式	
(様式1) 指定管理者指定申請書	15
(様式2) 法人等概要書	16
(様式3) 主要業務実績一覧	17
(様式4-1) 誓約書	18
(様式4-2) 誓約書	19
(様式4-3) 誓約書	20

趣旨・目的

多治見市では、多治見市小泉交流センター（以下「本施設」といいます。）について、令和5年4月1日から、多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）第6条に基づき、指定管理者による管理運営とするため、本要領により施設の管理運営及び事業を実施する指定管理者を募集します。

なお、指定管理者制度については、本要領に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (4) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (5) 児童館ガイドライン（平成30年厚生労働省策定）
- (6) 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）
- (7) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第26号。以下「手続条例」といいます。）
- (8) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号。以下「手続規則」といいます。）
- (9) 多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則（平成9年規則第26号）
- (10) 多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例（令和元年条例第22号）
- (11) 多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和元年規則第80号）
- (12) 多治見市行政手続条例（平成9年条例第1号）
- (13) 多治見市個人情報保護条例（平成8年条例第25号）
- (14) 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号。以下「情報公開条例」といいます。）
- (15) 多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）
- (16) 多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例（令和元年条例第24号）
- (17) その他、施設の管理運営に適用される法令、条例、規則等

以下本要領中、多治見市を甲とし、指定管理者を乙とします。

第1 募集の内容

以下の目的で設置する本施設を複合施設としての特徴を活かして管理、運営する指定管理者を募集します。

1 施設の概要

本施設は、地域交流スペース（会議室、郷土資料コーナー、運動場）、児童福祉法の規定による多治見市小泉児童センター（以下「児童センター」といいます。）及び地域拠点として地元自治会が管理する事務所等で構成する複合施設です。

敷地内にある運動場を含めて管理、運営するとともに、敷地内駐車場及び第2駐車場（多治見市小泉町7丁目150番地：1,005㎡）も指定管理の対象とします。

(1) 施設名称及び施設概要

名 称	多治見市小泉交流センター	
場 所	小泉町7丁目178番地	
敷地面積	2,712.48㎡	
建築面積	1,135.05㎡	
延床面積	990.64㎡	
構 造	鉄骨造 平屋建	
施設内容	地域交流 スペース	郷土資料コーナー、大会議室（54.69㎡）、小会議室（40.64㎡）、運動場
	児童センター	遊戯室（253.50㎡）、図書コーナー（63.11㎡）、乳幼児室（76.23㎡）
	共用	ロビー、トイレ、事務室、給湯室、倉庫
	地元管理分	23区事務所、財産区事務所、作業室、ミーティング室、健康測定室、相談室、郷土資料コーナー展示物及び機器、展示資料コーナー用倉庫

(2) 設置目的

多世代交流の促進、多機能化による市民の利便性の向上並びに児童の健康の増進及び情操のかん養を図ることを目的とします。

(3) 利用実績

別紙「令和3年度児童館・児童センター等の利用状況」のとおり

2 管理の基準

(1) 開館時間

午前10時から午後6時まで

(2) 休館日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日

なお、現在甲において市内児童館・児童センターの休館日の統一を検討しており、休館日に変更となる可能性があります。休館日に変更となる場合は、改めて指定管理者候補団体となった者と協議を行います。

(3) 開館時間及び休館日の変更

乙は、必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て、開館時間又は休館日を変更、若しくは臨時に休館日を定めることができます。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 本施設の使用の許可に関する業務
- (2) 本施設の使用料の徴収に関する業務
- (3) 本施設の維持管理に関する業務
- (4) 本施設の設置目的のために必要な事業に関する業務

(5) その他（別紙「多治見市小泉交流センター指定管理仕様書」のとおり）

4 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

5 使用料

本施設の使用に係る使用料は、甲の収入とします。

本施設の使用料については、多治見市小泉交流センターの設置及び管理に関する条例の定めるところによります。

6 減免

多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則に規定する団体が使用した場合には、使用料を減免します。

7 目的外使用

本施設の目的外使用に係る使用料は、甲の収入となります。また、目的外使用にかかる光熱水費は、乙の負担となります。

8 管理に係る委託料

(1) 管理に係る委託料の額

指定期間3年間の委託料の総額は、46,128千円（小泉児童センター以外に係る部分の消費税を含みます）以下とし、申請団体から提出された収支予算書に記載された金額を参考に、協定で定めます。ただし、甲が業務内容を変更した場合にあっては、双方協議により定めるものとします。

(2) 委託料の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日）毎に乙の請求に基づき、4半期毎の前金払いとします。支払いの時期、方法等は協定にて定めます。

9 応募資格

(1) 法人その他の団体（以下「団体」といいます。）で、本施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している団体

(2) 複数の団体により構成されるグループによる応募（以下「グループ応募」といいます。）もできます。その場合には、代表団体を定めてください。（他の団体は構成団体とします。）

(3) 申請者の制限

次に該当する団体は、申請者となることができません。

- ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含みます。）又は法第180条の5第6項の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体
- ② 施行令第167条の4第2項の規定に該当する団体
- ③ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない団体
- ④ 国税又は地方税を滞納している団体（非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含みます。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等

⑥ 非法人については、団体の代表者について上記①から⑤までを準用します。

第2 公募

1 公募要領の配布

(1) 配布場所

多治見市役所 駅北庁舎3階 子ども支援課
〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地
電話番号 0572-22-1111 (内線2352)

(2) 配布期間

令和4年6月1日(水)から同年6月30日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

(3) 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 配布方法

上記配布場所にて直接配布します。直接窓口に来所することが難しい場合は、多治見市ホームページからダウンロードするか、郵送請求してください(返信用封筒(角2型)250円切手同封)。

また、郵便請求の場合は書留等によることとし、申請書類の提出期限の関係から子ども支援課への到着が6月22日(水)までのものとし、23日(木)以降の到着分は郵送しません。

2 配布書類

(1) 指定管理者指定申請書(様式1)

(2) 法人等概要書(様式2)

(3) 主要業務実績一覧表(様式3)

(4) 誓約書(様式4)

(5) 多治見市小泉交流センター指定管理者公募要領 ※本書

(6) 多治見市小泉交流センター指定管理者管理運営業務仕様書

(7) 多治見市小泉交流センター指定管理者公募参考資料

3 公募に係る説明会

今回の公募に当たり、下記のとおり説明会を開催します。

説明会への参加は必須ではありません。参加しなくても指定管理者の指定申請はできますし、参加しなかったことが選定審査に影響するものではありません。

(1) 日 時 令和4年6月16日(木)午前10時から1時間程度

(2) 場 所 多治見市役所駅北庁舎4階第2会議室
(多治見市音羽町1丁目233番地)

(3) 内 容 施設の概要、事業内容、その他の説明

(4) 参加者 各団体3名まで

(5) 参加申込 参加を希望する団体は、6月15日(水)午後5時15分までに子ども支援課へご連絡ください。

第3 質問

本要領、配布書類について疑義がある場合は、次のとおり質問してください。

1 提出期限

令和4年6月21日(火)午後5時15分まで

2 提出様式

任意様式とします。

3 提出方法

子ども支援課へ持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで行ってください。郵送の場合は、提出期限必着とします。口頭による質問は受け付けません。

ファクシミリ番号 0572-23-8577

E-Mail kodomosien@city.tajimi.lg.jp

※ 持参以外による場合には電話で到着確認をしてください。

4 回答方法

多治見市ホームページに随時掲載します。

第4 申請

1 提出期限

令和4年6月30日(木)午後5時00分まで。

2 提出先

多治見市役所 駅北庁舎3階 子ども支援課

3 提出方法

(1) 持参する場合

土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分(6月30日は午後5時00分)までの時間内に、直接窓口へ持参してください。

(2) 郵送の場合

子ども支援課への到着が6月30日(木)午後5時00分までのものとします。

(3) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書(様式1)

イ 申請する団体に関する書類

- ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- ② 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- ③ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの及び財産目録
- ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ⑤ 法人税、消費税、法人事業税、法人道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書(過去3年分)
- ⑥ 法人等概要書(様式2)
- ⑦ 主要業務実績一覧表(様式3)

⑧ 誓約書（様式4）

ウ 事業計画書

本施設について次のとおり事業計画書を作成してください。様式は任意とします。

（ア）管理運営方針

- ① 本施設の役割に着目した上で、運営上の基本的な考え方、理念
- ② 本施設の利用者が安全かつ快適に利用できることを考慮した上で、本施設の維持管理の基本的な考え方、理念
- ③ 使用時間の延長、休館日等についての考えとその場合の運営体制（あれば結構です）
- ④ 多治見市内で既に指定管理者制度を導入している同種又は類似の施設との連携の方針及び具体的方法

（イ）事業運営計画

a 施設運営

i 市民の平等かつ公平な使用の確保

全ての利用者が平等かつ公平に本施設を使用することができる仕組みについて、高齢者や障がい者等の社会的弱者への配慮も含め示してください。

ii 市民サービスの向上等

本施設の使用促進、ノウハウの蓄積、サービスの向上についての考え方と具体的計画

iii 維持管理業務

- ① 本施設の維持管理について、点検方法、機能保全策、危険防止及び修繕の考え方とそれらの具体的内容
- ② 本施設の設備、備品等の管理方法
- ③ 本施設の清掃、警備、その他の維持管理業務の内容と基準及び確認方法等

iv 安全管理

事故、災害、第三者への賠償を要する事態が発生した場合の対応

v 要望、苦情対応

アンケート等による満足度調査等、本施設の利用者の評価、要望、苦情等を取り込む仕組み

b 事業計画

i 複合施設としての特徴を活かし、本施設の設置目的を達成するために必要な事業を提案してください。地域との連携も考慮してください。

ii 児童センターの運営に関する提案書（様式指定なし）

- ① 運営の基本理念、基本方針
- ② 年間の事業計画・指導計画（令和5年度から令和7年度分）
- ③ 運動を主とする遊びを通して行う児童の体力増進指導

- ④ 健全な遊びを通して行う児童の集団的及び個別的指導
- ⑤ 子ども会、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長
- ⑥ 事故防止、衛生管理、防災等安全管理
- ⑦ 地域との連携について
- c 安定的なサービスの継続的提供
 - i 運営体制
 - ① 本施設の運営管理に必要な組織及び職員配置
 - ② 人材確保、採用計画及び人材育成計画
 - ③ 本施設の責任者の配置、責任体制、指揮命令系統等、人事配置全般及び組織運営の維持
 - ii 経営能力
 - ① 同種又は類似の施設の運営実績があれば記載してください。運営経験が事業計画に活かされた点があれば併せて示してください。
 - ② 本施設運営に関わる他の企業、団体等との関係、役割分担、再委託等について、該当する場合は記載してください。
- d その他
 - ① 使用者、関係者の個人情報について、管理、漏洩防止等の情報保護対策
 - ② 本施設の管理全般について、新たな提案があれば具体的に示してください

(ウ) 収支計画書

- a 施設管理経費及び事業運営経費の収支計画
指定期間内の本施設の1年ごとの管理経費及び事業運営経費の収支計画について示してください。
- b 経費の縮減
経費の縮減について、人事配置を考慮し、取組みの方針と具体的な計画について示してください。

(エ) その他市長が必要と認める書類

(4) 提出部数

正本1部、副本15部を提出してください。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。なお、市が不足書類等の再提出を求めたときの提出期限は、6月30日(木)までとし、この日を過ぎた場合は受理いたしません。この場合、申請できないこともあります。

(5) 申請・提案に関する費用負担

申請・提案の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(6) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、申請書類及び提案書等は、複製することができるものとします。また、情報公開条例の規定等により開示又は

公表することがあります。

(7) 提案書の変更

市が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。

第5 審査

1 指定管理者候補団体の選定

指定管理者候補団体の選定は、公平性と透明性を担保するため多治見市児童館等指定管理者候補団体選定及び評価委員会（以下「委員会」といいます。）において審査することにより行います。

審査は、書類審査及び提案説明により行い、委員会において審査結果に基づいて最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定します。

2 選定基準

事業計画書の内容等について、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者候補団体として選定します。

- (1) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、本施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前述したもののほか、本施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。
- (5) 前各号の選定基準に基づく具体的な評価項目及び配点は、次のとおりとします。なお、審査には最低基準を設定します。最低基準は、表中の総得点の6割とし、申請者の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とします。

すべての申請者が最低基準を満たさない場合、最高得点の団体は提案書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとします。

評価項目		配点
提案書全体について		30点
①	多治見市子ども未来プランとの整合性はあるか	5
②	提案書の趣旨がよく理解できるものであるか（明瞭性）	5
③	提案書に独創性があるか（他に例を見ないもの、又は地域の特性を活かしているか）	5
④	提案書の内容は実現の可能性があるか	5
⑤	提案書が本施設の設置の目的・趣旨に合致しているか（的確性） （本要領の「第1－3指定管理者が行う業務の範囲」）	5
⑥	提案書が社会的ニーズ（子どもの居場所の確保、その他）に合致しているか（提案性）	5
提案書の内容について		50点

⑦	子育て家庭の支援について、子育て力の向上や相談・交流などの取り組みが企画されているか	5
⑧	母親クラブあるいは子ども会の育成助長など地域組織・団体・住民との連携を図るための手法は効果的か	5
⑨	地域の特色や地域の子ども・保護者等のニーズにあった企画を心がけているか	5
⑩	児童の体力増進に資する遊びを主体とした提案がされているか	5
⑪	他の児童館、近くの福祉施設と連携・協力が図れるものとなっているか	5
⑫	行事やクラブ活動を行う際に企画から児童の参画を心がけているか	5
⑬	乳幼児とその保護者に対する活動が年間を通して、定期的に企画されているか	5
⑭	児童たちが自主的に遊べるように配慮されているか	5
⑮	地域交流スペースを活用した事業提案内容となっているか	5
⑯	複合施設としての特徴を活かした提案がなされているか	5
収支予算書について		10点
⑰	予算見積りがきちんとなされているか	5
⑱	経費縮減が効果的に図られているか	5
指定管理者候補団体について		5点
⑲	業務遂行能力は認められるか（人員配置、会計能力、事務処理能力等）	5
その他		5点
⑳	関係機関と連携を図ることができるかと認められるか	5
総得点		100点

* 注意事項： 上記①から⑳までの提案については、提案書の中のどこに記載されているかが分かるように、当該提案事項の見出し又は末尾に「記載例：（評価項目－②）、（評価項目－⑭）」として記載してください。

3 提案説明及び選定

申請者による提案説明及び指定管理者候補団体の選定は、委員会の委員が提案説明について質問するプロポーザル方式により、概ね次のとおり行います。

- ① 提案説明は、概ね1団体20分以内とします。
- ② 提案説明終了後、委員会の委員による質疑を行います。
- ③ 提案説明及び質疑終了後、委員会において、本要領の審査基準に基づき行い、指定管理者候補団体を選定します。

委員会（プロポーザル）の開催日時（令和4年7月14日（木）午後を予定）、場所、実施方法等については、別途通知します。

4 選定結果の通知及び公開

選定結果は、令和4年7月下旬を目途に、全プロポーザル参加団体に通知します。なお、指定管理者の決定については、議会の議決が必要であるため、指定管理者の決定の通知は、10月上旬以降を予定しています。また、審査結果について公表しま

す。

5 その他

(1) 委員会の委員及び関係市職員との接触の禁止

申請予定者及び申請者は、委員会の委員及び関係市職員と本件提案についての接触（説明会等正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

(2) 重複提案等の禁止

次の提案は、することができません。

- ① ひとつの団体が複数の提案をすること
- ② ひとつの団体が複数のグループ応募に加わり提案すること
- ③ 単独で提案した団体が、グループ応募に加わり提案すること（グループ応募に加わった団体が、単独で提案することを含む）。

(3) 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、多治見市議会の議決を経て決定されます。選定した候補者を指定管理者に指定する議案を議会に上程し、議決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

2 協定の締結

甲と乙は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結します。

第7 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

1 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず子ども支援課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退した場合、甲が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

2 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

取消しとなった場合は、前記「第5 審査」における委員会において第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとします。(第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととします。)

- (1) 多治見市議会において指定にかかる議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) 指定管理者等が要項要領に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

第8 その他の留意事項

- (1) 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができます。この場合、乙の損害に対し甲は賠償しません。また、取消しに伴う甲の損害について、乙に賠償請求をすることがあります。
- (2) 指定管理者として指定された後、準備行為期間として指定期間前に児童館総括責任者就任予定者及び従事予定者に対して、一定期間本施設にて研修並びに事務及び事業の事前説明(協定書締結後約1ヶ月間)を行います。令和5年3月31日以前に準備に要した費用は、全て指定管理者として選定された団体の負担とします。
- (3) 管理状況が極めて良好で、かつ、引き続き同一の指定管理者を指定することにより、施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことができ、サービスの向上に寄与すると認められる場合(以下「成績良好の場合」という。)については、1回に限り非公募とすることが可能となります。

※非公募により指定された場合、その団体は、2期連続で指定管理者となりますが、3期目については再度、公募となります。なお、公募により同団体が更に引き続き指定管理者となり、成績良好の場合、再度、1回に限り非公募が可能となります。

※成績良好の場合に、非公募とするかどうかは市の判断によります。

第9 問い合わせ先

多治見市福祉部子ども支援課

〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地

電話番号 0572-22-1111 (内線2352)

ファクシミリ番号

0572-23-8577

E-mail

kodomosien@city.tajimi.lg.jp

【別紙】

令和3年度 児童館・児童センター等の利用状況

1. 各館の来館者数

	開館 日数	来館者数（人）				
		乳幼児	小学生	中高生	大人	合計
太平 ^(※)	255	6,268	4,712	1,812	6,003	18,795
滝呂 ^(※)	257	2,226	4,216	490	1,929	8,861
南姫 ^(※)	258	1,323	1,795	278	1,310	4,706
旭ヶ丘	257	1,636	3,139	1,347	1,544	7,666
根本 ^(※)	257	4,059	4,260	291	3,520	12,130
市之倉	256	191	949	103	408	1,651
脇之島	256	1,291	9,968	798	1,825	13,882
精華 ^(※)	262	4,433	3,457	409	4,200	12,499
坂上	256	1,732	5,768	325	2,427	10,252
共栄	258	1,379	3,652	728	1,600	7,359
中央	256	1,525	1,440	127	1,538	4,630
笠原	257	1,651	1,001	58	1,766	4,476
小泉	254	3,107	4,669	522	3,549	11,847

(※) 太平、滝呂、南姫、根本、精華の各児童センターは、複合施設に設置。

2. 小泉交流センター（上段：児童センター、下段：地域交流スペース） 来館者数の内訳（人）

乳児	幼児			乳幼児 計	小学生						小学生 計
	1歳	2歳	3歳～		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
590	662	633	1,222	3,107	1,234	837	978	965	588	67	4,669
1	3	3	26	33	3	108	0	0	0	0	111

中学生	高校生	中高生 計	大人	合計
507	15	522	3,549	11,847
0	3	3	762	909

3. 地域交流スペースの利用の実績（児童センター事業を含む）

利用施設	利用目的	利用回数・時間
会議室（大）	会議等	145回・195時間
会議室（小）	会議等	138回・177時間

(様式 1)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)
(名称)
代表者氏名

㊟

下記の施設の指定管理者の指定を受けたいので、多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

施 設 の 名 称	所 在 地

提出書類

- 1 指定管理者指定申請書(様式1)
- 2 申請する法人等に関する書類
 - ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - ② 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあつては、代表者の住民票の写し
 - ③ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの及び財産目録
 - ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
 - ⑤ 法人税、消費税、法人事業税、法人道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書(過去3年分)
 - ⑥ 法人等概要書(様式2)
 - ⑦ 主要業務実績一覧表(様式3)
 - ⑧ 誓約書(様式4)
- 3 事業計画書
- 4 その他市長が必要と認める書類

本申請にあたっては、応募資格の確認のため、過去3年分の市税等の納付状況について、市長が確認することに同意します。

(様式2)

法人等概要書

名 称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

※法人等の概要パンフレット等があれば添付すること。

(様式4-1)

誓 約 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)
(名称)
代表者氏名

印

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第1号及び第2号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法施行令第167条の4の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体ではありません。また、本団体は、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しをうけたことはありません。

(様式4—2)

誓 約 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)
(名称)
代表者氏名

㊟

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第1号及び第2号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法施行令第167条の4の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体ではありません。また、本団体の受けた地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しは、本団体の責めに帰すべき事由によるものではありません。

1 取消しに係る地方公共団体名

2 取消しに係る施設の名称

3 取消し年月日

年 月 日

4 取消理由

(様式4—3)

誓 約 書

令和 年 月 日

多治見市長 様

申請者 (所在地)
(名称)
代表者氏名

㊞

多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条第1項第1号及び第2号に該当していない旨、誓約します。

記

本団体は、地方自治法施行令第167条の4の規定により多治見市における一般競争入札の参加を制限される団体ではありません。また、本団体は、本団体の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過しています。

1 取消しに係る地方公共団体名

2 取消しに係る施設の名称

3 取消し年月日

年 月 日

4 取消理由